

令和4年 第6回定例会

滑川町教育委員会会議録（公開）

令和4年6月24日

午後2時55分 ～ 午後5時15分

滑川町教育委員会

○ 招 集 通 知

滑教第 502 号により、令和 4 年第 6 回定例教育委員会を次のとおり招集する。

令和 4 年 6 月 2 日

記

1. 招集日時 令和 4 年 6 月 24 日(金)
午後 1 時 30 分 (※月の輪小学校視察後)
 2. 招集場所 月の輪小学校 会議室
-

○ 招 集 委 員

応招委員 (4名)

1. 岩 崎 千恵子 教育長職務代理者
2. 吉 野 さつき 委員
3. 飛 田 聡 保 委員
4. 中 山 達 朗 委員

不応招委員 (なし)

令和4年 第6回定例教育委員会

令和4年6月24日(金)

議 事 日 程

1. 開 会 宣 言
2. 議事録署名委員の指名
3. 前回会議録の承認
4. 諸般の報告及び日程
5. 議 事
議案第18号 滑川町立小中学校における水泳指導の在り方基本方針について
6. 協 議 事 項
7. その他の事項
8. 閉 会 宣 言

出席委員 (5名)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 馬 場 敏 男 | 教育長 |
| 2. 岩 崎 千恵子 | 教育長職務代理者 |
| 3. 吉 野 さつき | 委員 |
| 4. 飛 田 聡 保 | 委員 |
| 5. 中 山 達 朗 | 委員 |

欠席委員 (1名)

な し

会議に説明のため出席した人

滑川町立滑川中学校 校長 八木原 利幸

会議に出席した事務局職員

事務局長	澄 川 淳
指導主事	寺 田 陽 介
指導主事	野 口 和 嵩

○馬場教育長 最初に日程の都合上、「次第7その他の事項」の2)「令和4年度埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会事例発表について」を行います。なお、説明については、滑川中学校 八木原校長先生、よろしく願いいたします。

【滑川中学校八木原校長先生、寺田指導主事 資料6及びパワーポイントにより事例発表を行う】

○馬場教育長 ありがとうございます。何か御意見、御質問等はございますか。

【「なし」との声あり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、定例教育委員会を日程の1に戻りまして始めさせていただきます。

◎ 開会宣言

○馬場教育長 皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、前半にて研究協議会の発表、月の輪小学校の授業視察ということで、ありがとうございました。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第6回定例教育委員会を開会します。なお、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、公開といたします。御異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議ないものと認めます。次に事務局へお尋ねします。本日の会議について、傍聴の申し入れはございますか。

【事務局より、「傍聴人なし」との報告】

○馬場教育長 傍聴人は、いないということですので、このまま議事日程について進行いたします。

◎ 議事録署名委員の指名

○馬場教育長 それでは、日程第2「議事録署名委員の指名」ですが、会議の議長において指名します。

議事録署名委員は、飛田 聡保 委員 にお願ひします。

◎ 前回会議録の承認

○馬場教育長 次に日程第3「前回会議の内容確認及び承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○澄川局長 それでは、資料1を御覧になってください。前回会議録となりますので、いつものように御時間を作っていただき、御確認をお願いいたします。

【確認の時間を設定し、委員各位が確認】

○馬場教育長 何か御質問等がございますか。

【飛田委員より、誤字の指摘があり】

○馬場教育長 御指摘、ありがとうございます。他に、ございますか。

【「なし」との声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、前回会議録について承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

【委員全員から、挙手があり】

○馬場教育長 それでは、前回会議録を承認いたします。

◎ 諸般の報告及び日程

○馬場教育長 次に日程第4「諸般の報告及び日程」を行います。最初に、1) 諸般の報告及び連絡事項を行います。「教育長の動静」より説明させていただきます。それでは、資料2を御覧になってください。

6月でございますが、6/27のヤングケアラー講習会は、以前説明させていただきましたが、滑川中学校が県の委嘱を受けてヤングケアラーについて取り組みを行います。今回は、教職員向けの講習会を実施させていただきます。

7月に入りまして、1日の県管理訪問ですが、各学校における運営上の管理面、例えば施設ですとか諸表簿について、県の教育事務所の方に御指導いただくということで、この日福田小学校と滑川中学校にまいります。続きまして、5日ですが町のいじめ対策連絡協議会と就学支援委員会を実施させていただきます。続きまして12日になりますが、これは公開を始めて10数年経つかと思いますが、中学校の特別支援学級への入級も含めて、特別支援教育の状況について説明していただいて、授業公開を希望する小学生の保護者や子供たちに公開をしております。それを12日の火曜日に実施いたします。続きまして、16日の土曜日、ボランティア育成講座でございますが、これは中学生を対象にしたボランティアを育成するための講座ですが、この開講式を午前と午後の2部に分けて、実施させていただくものです。続いて、20日が終業式となります。翌日の21日が定例の教育委員会となります。続いて、23日の土曜日と28日の木曜日に紙芝居上映会を予定しています。これは、町で「鎌倉殿の13人」に関連した紙芝居を作らせていただいて、その上映会をやらせていただきます。町と教育委員会と共催でやらせていただく事業です。次に29日の小中学校連携推進委員会合同研究協議会ですが、毎年夏に小中学校、人権関係については幼稚園の教職員を集めて、合同での研究協議会を開催させていただいております。この日は、ヤングケアラーについて、幼稚園、小中学校の教職員全員を集めて研修会を実施する予定です。

雑駁な説明となりましたが以上が主な動静となります。御質問等ございましたら、お願いいたします。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 それでは、「なし」ということですので、1) 諸般の報告及び連絡事項を終わりにいたします。
-

◎ 会議日程の決定

- 馬場教育長 続きまして「会議日程の決定について」を議題とします。本日の議案は1件です。日程7その他の事項が終了次第、次回日程を決定後、閉会することといたします。それでは、日程5「議事」を進めさせていただきます。
-

◎ 議 事

- 馬場教育長 それでは、日程5「議事」に入ります。「議案第18号 滑川町立小中学校における水泳指導の在り方基本方針について」を議題といたします。提出されました議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事 議案及び関連する資料5と併せて説明】

- 馬場教育長 はい、説明ありがとうございます。先日、「水泳指導の在り方検討委員会」会長であります武蔵丘短期大学の太田教授から、検討結果の報告書を御提出いただいています。その報告書の内容を勘案して、事務局で方針を立てさせていただきました。この方針に基づきつつ、社会状況の変化もあると思いますので、この方針も5年間ということで期間を限定して立てさせていただきます。方針について、説明があったとおり、施設等の「場の確保」が最優先となっています。そのためには、民間施設の利用をしていく、そのための配慮すべき点も方針に入れていきます。最終的には、効果の検証についても、(方針の中で)触れています。それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等はございますか。
- 飛田委員 資料5の報告書の中に最後のページ、ここにあります委員名簿ですが、ここにある宮小PTAの松田さん、福小PTAの石川さん、月小PTAの小澤さんの3名について、第4回の定例教育委員会の議案第10号で同検討委員会の委員に委嘱し、議決を得ている人がすべて違う人となっています。その時に私は質問をしており、その議事録を持ってきました。この時、議案第8号(滑川町社会教育委員の委嘱)では、新しいPTA会長を委嘱しており、議案第10号(滑川町立小中学校水泳指導の在り方検討委員会委員の委嘱)では、旧のPTA会長を委嘱しているため、この違いは何ですか、と質問をしています。その時の回答が、「水泳指導の在り方については旧役員を委嘱して、もし(新役員に)変わるときには、改めて教育委員会に諮って委嘱させていただきます」となっています。これは、どういうことですか。
- 野口指導主事 これは、各校の関係団体代表ということで選出しており、検討委員会設置当時は新しいPTA会長でなくても、学校に携わり保

護者としての観点を持ってらっしゃる方であれば良いと判断していました。その後、実際の委員会を開催するときに PTA の役員が新年度に移行し、各校の関係団体から別の方の推薦が上がってきました。

- 馬場教育長　　すみません、これは自分も事務局として関わっていたのですが、前回の議案の時に PTA 役員の変換期なので··とお話しさせていただきました。本来であれば、(当初委嘱した) 委員が変更となったので、教育委員会に諮り承認を得なければいけないのですが、失念しておりました。大変、申し訳ございません。今後、このような事務手続き上の瑕疵がないように、留意してまいります。
- 飛田委員　　前回の教育委員会で、議案第 10 号(滑川町立小中学校水泳指導の在り方検討委員会委員の委嘱)の提案があって、私たちがその委員について同意の承認をしているわけですが、今回、この委員の方が 3 名変わったことについては、再び議案が提出されるということで、よろしいですか。
- 馬場教育長　　いえ、本来であればこの「在り方検討委員会」を開催する前に委員が変わったことについて、提出した議案から変更がありましたと承認を得なければいけなかったのですが、(それが為されなかったことが)こちらの事務手続き上の落ち度であります。今後、このようなことがないようにしていきたいと思います。私自身もこのような立場で話を聞いていながら、検討委員会を進めてしまった私の落ち度でございますので、申し訳ございませんでした。
- 飛田委員　　もう一点、お聞きしたいのですが。宮前小学校の施設の老朽化に伴って、民間の施設を使うという方向性も出てきているわけですが、この方向で進めていく場合、民間施設までの送迎について保護者の負担とかは、どうなるのでしょうか。
- 馬場教育長　　先ほどの説明にもありましたが、民間施設を利用する場合は保護者の負担なしで、ということで方針を出させていただいておりますので、それに基づいて計画を出させていただきます。ただ、最終的な決定は、町当局との予算の兼ね合いとなります。教育委員会としては、保護者の負担なしで(実施したい)と考えています。
- 飛田委員　　では、万が一町の財政状況や送迎の時間の確保といった関係で、保護者に負担が掛かるような事態が生じた場合は、保護者に対する説明をする旨、方針に盛り込んだ方が良いのでは、と思ったのですがいかがでしょうか。
- 馬場教育長　　これはあくまで、町としての大きな方針となります。実際に導入するのは宮前小学校となりますが、教育委員会としての方針は、まずは学校で既存の施設を利用する、それが叶わないときには民間の施設に委ねる、その時には保護者負担はなし、となります。その後の細かな内容、仕様については、学校や事務局とで相談させていただこうと思っています。民間の水

泳施設を使うときに、宮前小学校としては教育を実施する場が変わりますので、保護者への説明は必要になると思います。さらに、教育課程自体が変わりますので、学校と民間事業者との間で、どのような教育課程にしていくか、どういった授業構成にしていくか、学年はどこから入っていくか、何月から何月でどの学年が実施していくかなど、細かな説明は学校から（保護者へ）させるようにします。それは、学校として説明すべき事項だと考えています。

○飛田委員 わかりました。ありがとうございます。

○馬場教育長 大きな事として、(現在の町の状況では)新しい施設を作れないということがありますので、教育委員会では「(水泳指導は)民間へ」といった方向にさせていただきます。教育委員会として先ほど説明があったように、今後は維持管理に係る費用を民間委託の費用へ置き換えていく、といった考え方をする、といったことや、そのうえで(水泳指導の)全てを民間に委ねてしまうといったわけではなく、学校ときちんと連携し教員参加も含めて学校の授業として成立するようにする、といったことですか、こういったところを(今回の方針で)決めさせていただいています。また、別の考え方として、既存の施設の共同利用についてですが、教育委員会として「費用が掛かる民間委託より、既存施設の共同利用を進めるべき」と方針を立てたとなれば、今と方向も変わってしまいます。例えば、宮前小学校の500人が福田小学校へ行くとする、更衣室も確保できないし移動にも費用が掛かります。であれば、温水で長期間利用可能な民間施設を、という方針を立てさせていただいています。あとは細かいところですが、その効果を検証しなさいと検討委員会の報告書にもありますので、(効果検証を)実施していきます。また、教育を取り巻く環境が刻々と変化していますので、方針の期間についても5年間とさせていただいています。実際、数年後には周りの状況も加味しながら、必要があればもう一度「在り方検討委員会」を設置して、民間の施設についても、教育委員会で方針を決めて、事務局で(委託を)実施させていただいて、学校で民間と共同で授業を実施するとしたら、教育委員会としても方針を作った以上は、きちんと検証をしないといけないと思っています。ただ、今回承認いただいたのはあくまで方針ですので、町の財政担当等との折衝において、どこまで認められるかというのはわかりません。ただし、教育委員会からの方針として、水泳指導の充実の観点から民間に委託することも可であり、ただ、学校で水泳指導をしている学校にも、外部指導を入れて水泳指導を充実させる必要がある、といったことが謳ってあります。この方針に基づいて、宮前小学校での来年度の水泳指導の方法を、検討していきます。現状では、民間委託が最優先になると思います。財政担当からの了承を得られ、民間での委託が実施されたとしても、学校では一切手を出しませんというのは、教育委員会で定めた方針に反しますので、そういったことがあればこちらで指導させていただきます。こういう方向性の方針なのですが、御了

承いただけますでしょうか。

- 中山委員 いろいろ事情があつて、プール施設を維持管理していくということは非常に大変なことだと思ひます。高校のプールも同様で、管理などが大変で、稼働率が低い体育施設となつています。宮前小学校の場合には、長い年月による老朽化ということで、それを新たに作るとなると莫大な費用が掛かるので、代替案として今回の方針も出されているのかと思ひます。

一つお聞きしたいのは、「在り方検討委員会」での委員さんからの御意見で、(民間委託をする上で)懸念されること、といったものは出ませんでしたか。

- 野口指導主事 はい、委員さんからの懸念事項として出された意見としましては、①一校だけが民間委託になるということ、②民間施設までの距離、移動時間に関すること、③宮小以外の学校に外部指導を導入、若しくは教職員に対して、宮小と同様に外部指導者との連携や研修を行い、指導力の育成を図る、といった点が懸念事項として挙げられました。

- 中山委員 教員の指導力といった点になりますと、教員の採用試験には水泳はないと思ひますので、(水泳の指導力に)差異があると思われまふので、学校現場からそういった意見が出るのは、もつともだと思ひます。指導を民間の方に委託した場合、安全管理、子供への指導中に事故が起こった場合、教職員であれば、普段の児童の様子、性格、特別な支援が必要な場合などが分かると思ひますが、指導員の場合は水泳技術、技術指導に長けていますから、そこが先行してしまい、見落としがあつて事故が発生してしまうなど、万が一の時の対応や細部に亘る契約の部分というのは、大丈夫ですか。

- 野口指導主事 まず、宮前小学校の場合、1回の授業で指導する人数を、1学年単位とし、100人で想定しています。もちろん、そこに教職員も付いていきますが、25人に1人の指導員の配置をお願いする予定です。安全管理につきましても、例えば、1~2年生では水遊びとなりますので、できる子とできない子とを把握し、誰もができる内容にした指導を教職員と指導員とが確認し合いながら、授業を行つていくこととしています。

- 中山委員 学校の先生とスイミングの指導者とのコンセンサスだとか、ミーティングだとかそういった場面とかは、事前に年間指導計画の中に、指導計画会議の開催とか、民間業者から指導計画表を出してもらい、それを承認して授業を行うなど、そういった細かい部分まで想定して実施していくということですね。

- 野口指導主事 はい、学校からの年間計画では、今は(水泳指導は)1ヶ月から1ヶ月半くらいの計画ですが、温水プールや屋内施設となりますので、(水泳ができる)期間は延びます。学校の計画を変えていく中で、何月から何月までの期間ならできるかといったことや、安全管理面に関しても、この「安全」が保障されていないといくら期間が延びてもダメなので、そこに関しては会議を1回開催とかではなく、何度も会議を重ねながら合意の下、進

めていくようにしていきます。

- 中山委員 その面が一番大事だと思います。外部に委託、学校外での活動となると安全ということが重要で、何か事が起こってからでは遅いので。確認させていただきました。ありがとうございました。
- 馬場教育長 民間委託ですが、その業者選定につきましては、プロポーザルを実施して、仕様にに基づき業者からの提案を確認する中で選定していく予定です。あと、先ほどは話に出ませんでした。民間委託のデメリットとして「移動時間」が考えられます。往復で1時間くらい想定していますので、授業時数の確保ということが（デメリットとして）あります。1日学校に来て、5時間の授業だとしても、そのうち1時間は移動に費やしてしまいますので、4時間授業と同じになります。保護者（検討委員会委員）の方から「授業時数の確保」について、課題が出されています。安全面につきましても、報告書の中にもありましたが、移動しているときの安全、施設にいるときの安全、この両方をきちんとしていただくと共に、更衣室、トイレの状況、施設内の動線などについても、一般の利用者との混乱を招かないようにといった内容が、報告書にも挙がっています。実際に細かいことについては、委託業者と学校とで打合せをする中で決めていくこととなりますが、こういったところの安全面についても、十分配慮していくように指導していきたいと思います。
- 飛田委員 先ほど言われた懸念事項ということで、宮小だけ指導力が上がるのは不公平だということで、他の学校の先生の指導力の育成、研修等といった意見があったということですが、水泳指導も授業であると考えたとき、学習指導要領に基づく必要があったり、教える先生も教職員免許が必要だと思います。民間の水泳インストラクターの方は、教員免許もなければ指導要領に遵守する必要もないので、先生方とは立場が違います。そこで、民間の施設だけ借りて、指導についてはあくまでも教職員だけで行い、事故等が発生した時にライフセイバーのように救助者といった立場で関わるようにすれば、他校からの不公平感もなくなるのではないかと思うのです。（報告書を見ると）検討委員会の中でこういった意見は出なかったようですが。これが可能かどうかは分かりませんが、懸念事項を解消する選択肢の一つになるのかなと思いました。また、指導中の事故についても、教職員とインストラクターとの責任、過失割合といった話に発展するなども、学校と民間業者との細部の協議になるかとは思いますが、基本方針にはない部分ですが、しっかり協議して決めていただきたいと思います。
- 野口指導主事 はい、ありがとうございます。まずは、学校の授業ということですので、安全管理の部分や水泳が苦手な子に対する指導ですとか、25人に対してインストラクター一人ではなく教職員は付くことによって、学校で行っている水泳指導にプラスアルファがあると思います。教職員も水泳指導の傍観者になるのではなく、きちんに関わるようにしていきます。

- 馬場教育長 先ほど飛田委員さんがおっしゃったように、民間の施設だけ借りて、指導については教職員でやるべきだということが教育委員会の意見として多ければ、そういった方針でも良いと思います。ただし、今日も教頭先生がプール指導に出ているようですが、民間施設に移動して学校の教職員だけで水泳指導と安全管理を行うとなると、(引率の教職員が多くなるので)学校に残っている先生だけでは、学校での授業が回らなくなってしまう、といった意見が出ています。しかし、教育委員会として、指導については教職員で行うべきだということであれば、方針を変更することになりますが、いかがでしょうか。
- 吉野委員 学校の先生が(民間の施設へ行って)水泳指導するというのも(学校での指導と一緒に)普通のことかと思うのですが、せっかく民間のスイミングスクールのインストラクターがいらっしゃるのであれば、水泳の指導に関しての専門家がいますので、指導の場面ではそういった方たちをお願いしても良いかと思えます。安全面や子供のケア・サポートという面に関しては、学校の教職員が担うといった役割分担をした方が、子供の泳力が上がると思えます。また、福小や月小の指導に民間が入っていないじゃないか、という意見については、水泳のインストラクターだけ派遣してくださる業者もありますので、そういった活用も検討しても良いのかなと思いました。あと、移動について、これも委託業務の中に含まれているようですが、1度に100人の移動を想定しており、スイミングスクールにそれだけの移動手段があるのですか。
- 野口指導主事 仮にスイミングスクールにバスを1台しか保有していなかったとします。これだと、例えば25人しか移動ができないため、他市町村だと自治体で予算を出してバスを用意して75人を移動させるといった形をとっているところもありますが、今回はバスの手配も含めて移動手段の確保を委託業務の中に含めています。
- 吉野委員 ちなみに参考見積書等も取得しているかと思いますが、そういった業務内容を理解したうえで、業者さんは見積書を出しているのですか。
- 野口指導主事 はい、そのとおりです。
- 馬場教育長 これは「在り方検討委員会」でも出た話なのですが、費用面だけを考えれば、移動業務、施設の賃貸借、水泳指導業務と3つに分けて、それぞれ一番安価なところと契約するのが一番なのですが、その場合、それぞれの業者と学校がすべて打合せ、調整をしなければならなくなりますので、かなりの労力と時間が掛かります。学校としての負担も大きくなります。
- 吉野委員 そうではなくて、見積を依頼するときに、3つの業務を含み、1度の移動・指導が100人であることを業者さんは認識して見積書を作成していますか。
- 馬場教育長 はい、認識していただいて見積書を提出してもらっています。

実際に学年単位で動かないと様々なところに障害が出ますので、宮小で一番多い学年が現在 100 人くらいですので、これをクラスごとの 3 分割してしまいますと学校運営ができなくなってしまいます。人数というよりは、学年単位で動けるようにするという事です。この後、委託する業者さんが決まって、その施設の状況を見て、学校と業者さんで打合せとして様々な調整をし、実際にどうやって行くか、ということになります。そういったことを見据えて、同じ条件となるように見積依頼をしています。ただし、これはあくまで見積なので、実際のプロポーザルの仕様に基づいた見積書はまた変わってくるかもしれませんし、更衣室の広さやトイレの数、また、同時に一般の方の利用者がいる場合の利用の仕方など、条件は変わってきますので、最終的には学校と協議して詰めていく必要があると思います。

- 吉野委員 では、方針が決まっても、(民間委託が)出来なかったということもありますか。
- 馬場教育長 そのとおりです。あくまでも方針ですので、細かなことすべてが決められているわけではありません。ただ、教育委員会として水泳も教育の場であって、民間の指導者を入れるのは認められないといった方針を立てるのであれば、提案された方針を変更すればよいと思います。
- 吉野委員 すべては予算次第ですか。
- 馬場教育長 はい、教育委員会としての方針は方針としても、財政との関係があります。
- 吉野委員 財政的なところは考慮せず、方針として考え協議して、あとは町が考えるということですか。
- 馬場教育長 はい、私たちは財政面よりも教育的な面を最大限に考えなくてはいけない委員会ですので、最大限の指導ということ考えたときに、この方針になるのかなと思い、策定し提案しています。
- 飛田委員 先ほどお話しした「水泳指導は、教職員のみが携わり、民間の施設だけ借りる」というのは、教育委員会としてこうして欲しいとか、こうしてください、といった意味ではなく、説明の中で懸念事項の中の「他校から不公平だ」との意見が上がり、それがあまりに強かった時に対応する選択肢の一つとして例えでお話したので、(提出された方針に対して)変更したり、教育委員会で改めて決めたいといった主旨ではありません。仮にそのような事態になった時に、こういった対応策も準備してありますと載せた方が良いのではと思い、お話ししました。
- 馬場教育長 これはあくまでも方針なので、この段階でそこまで考慮して方針を策定する必要はないと思います。現状の中でベストとは言いませんが、ベターな方法を教育委員会で方針として示しておく、そのあとは、おそらくいろいろな状況が出てくると思います。単純に民間施設を利用して水泳指導をしていると、(他と比較して)良いなと思われそうですが、学校としてみると授

業時数の確保ですとか、学校内に全ての学年が揃わない時期が長くあるとか、教職員の出入りがある期間が長くあるとか、やはりデメリットも多く抱えています。ただ、技術指導といった面では、やはり向上するだろうとも思っています。いずれにしても、教育委員会として今、考えられるベターな方針をきちんと示しておく必要があると考えています。教育委員会としてどのような考えをもって、水泳指導をしていくのか、民間委託をするのならばどんな考えで業者選定していくのか、などです。

- 中山委員 仮に民間施設を利用することになった時に、(施設を借りるだけで)教職員だけで指導をさせていただけるのでしょうか。
- 馬場教育長 おそらく難しいのではないかと思います。施設利用を考えたとき、公営プールとか大学のプールを借りるとかといった方法もあるのですが、そういった施設は(滑川町の近辺には)ないので選択肢としては、無理かと思えます。民間施設ということで、民営だけでなく、先ほどお話しした施設も考えましたが、現状無理だと思えます。また、民間施設の利用の際に、教職員のみが指導に携わるというのも、無理かと思えます。まあ、選定された業者との協議にはなると思いますが、繰り返しますが、教育委員会として、「民間施設は借りるだけで、指導はあくまで教職員のみで行う」というのが方針ということであれば、それをメインに(した方針に)すべきだと思います。今回の方針で、この部分が一番重要だと思います。
- 飛田委員 今までの説明を聞いて、そういうことであれば提出された方針で良いと思います。
- 中山委員 方針ですから、我々は教育的なサイドで指針を示せばよいので、最終的には財政当局がどのように考えて、否定されればそこまでとなってしまいうということですね。実際に宮前小学校のプールの現状がこのようになっている、それであればこういう対応をした方が良いのではないかとといった指針を出して、その後予算が掛かるものについては、町の財政担当、町長部局と折衝して決まっていくということで良いと思います。先ほどの部分は方針策定に伴う附帯事項かなと思います。こういったものには、附帯事項は付き物ですから、方針に示さなくても、あらかじめ想定し説明できるようにしておけば良いと思います。いろいろ附帯事項は出てくるものですから、体制だけは整えておく必要がありますよね。
- 吉野委員 学校の先生たちの意見は、どうなのでしょう。
- 野口指導主事 学校の先生方にも、この「在り方検討委員会」に参加していただいているのですが、意見として大きく2つありまして、一つは気候や天候に左右されない、屋内の温水プールということには大きなメリットを感じているということ、もう一つは、移動に伴うデメリットと校外活動など年間計画との調整を懸念しているということが(意見として)出ています。
- 吉野委員 年間計画とは、学校行事等のことですか。

○野口指導主事　はい、学校行事や授業計画も含めてです。例えば、6～7月でプールの授業を計画していても受け入れ先の都合で9～10月になりそうだと。そうすると、運動会の時期を変更しなくてはならないなど、そういった調整に懸念があるということです。

○吉野委員　なるほど、わかりました。ありがとうございました。

○馬場教育長　どうしても、全校児童がそろそろ時期が限られてしまいますので、全校遠足がなくなるとか、運動会、文化祭などの時期がどうなるか、といった話は出ていました。おそらく、民間業者も一般の営業も行っていますので、1週間のうちにこの曜日だけとかになるかもしれません。そうなった時には、長い期間、帯のようになって水泳指導の期間が必要になってきます。例えば、運動会の時期を外して（水泳指導を行う）となると、1月、2月くらいまでプールの授業をすることになるかもしれません。500人規模の水泳指導ですので、そのあたりを先生方も懸念していました。

○岩崎教育長職務代理者　今回の方針は、とりあえず5年間の方針で策定し、5年後については、（その時の状況を鑑みて）また検討しましょう、ということですよね。現状では、共同使用は選択肢にはありませんが、現在160人前後の福田小学校は、数年後には100人を割り込む見込みです。そういった時でも、プールの維持管理経費は変わらないと思います。そうすると、福田小学校でプールが稼働していても、使っていない日や時間が多くなってくると思います。今、宮前小学校のプールは使えなくなり、安全に使える水泳指導の場所を確保しなければならないというのは喫緊の問題なので、早急に対応しなければならないのはよく分かります。ただ、将来的に福田小学校でプール施設が空いているときに、民間プールも活用するけど福田小学校のプールを共同利用するといった、両方併用して水泳指導をするということも可能なのではと、ここまでのお話を聞いていて考えました。

また、水泳指導については、学習指導要領によると必ずしもしなければならないわけではないですよ。例えばのお話ですが、体育の授業の中では水泳指導はやらないけど、中学校の部活動のような形で、スイミング等に通っていない児童など、希望者だけ水泳指導を行うといった発想もあって良いのかなと思いました。ここでお話するようなことではないのかも、しれませんが。水泳指導について詳しくありませんが、（子供たちが）泳げないということは、命の危険にさらされることもあるので、色々な発想をもって水泳指導を継続させていく必要があると思いました。

○馬場教育長　今、岩崎教育長職務代理者のお話しされたことも、実は「在り方検討委員会」の中でも出されました。月の輪小学校でスイミングに行っている児童の数を調査していただいたのですが、結構人数が多かったです。しかし、公教育として学校で（水泳指導を）やるべきだという意見がありました。また、福田小学校のプール利用の場合、例えば当日雨が降ってプールの

授業ができなくなった時に、移動のために予約していたバスがキャンセルになり、キャンセル費用が掛かってしまいます。雨で中止になるのは福田小学校、宮前小学校とも考えられるので、お互い計画どおりに授業ができなかったり、先ほどのキャンセル費用など、500人規模の水泳指導で他校の共同利用のリスクが高いでしょうといった意見が出されました。

- 飛田委員　　今回の方針は、5年間の期間で策定されていますが、これは、5年後くらいには、宮前小学校のプール建設の課題が解消される見込みからの期間なのでしょうか。
- 馬場教育長　　いえ、そうではありません。周りの状況、民間施設の数、近隣市町村の学校プール施設の劣化の具合などを考慮すると、今は民間で（水泳指導を）受けてくれますが、この先、例えば福田小学校のプールが急に使えなくなったとしたら、それを受けてくれる民間施設はあるだろうか、ということ。そういったことを考慮して、ある程度短いスパンでの検討が必要かと。5年後に改めて方針を策定する時、当然検討するのはもっと前になりますけど、その時の状況により今回策定した方針と同じで大丈夫な状況であればこれを継続すれば良いし、例えば、学校プール施設というのほどこも老朽化していますので、東松山市の多くの学校が民間施設に流れてしまうと、民間は受け入れてくれなくなります。そうした時に、この方針でいったとしても、方針自体が成しえないじゃないですか。方針を策定して、1～2年というわけにはいきませんので5年としたわけで、このまま状況を見て大丈夫であればこの方針を継続しますし、5年後であれば滑川町のプール施設は、まだ老朽化して使えないという状況にはなりません。宮前小学校の水泳指導を民間が受け入れませんとなったときに、水泳指導の場を確保するために、最悪共同利用を考えなくてはならなくなるかもしれません。したがって、長いスパンでの方針というのは、おそらく無意味になるので5年という期間にさせていただきました。
- 飛田委員　　宮前小学校のプールというのは、（建設する）予定はないのですか。
- 馬場教育長　　一応、議会答弁の中では「多額の経費が掛かるので、費用対効果を考えた時には、違う方法で検討させていただきます」という答弁をさせていただいています。
- 飛田委員　　では、建設には約3億円の費用が掛かる試算ですと（報告書には）書かれていますが、将来的に建設するわけではなく別の方法を考えるということですか。
- 馬場教育長　　今はそういうことです。ただし、5年後に町当局が「やはり、学校にはプール施設が必要だ」という判断をすれば、そこから変わる可能性があります。町当局での施設の考え方があるので、そこに合わせて検討していかないといけません。今は、町当局も教育委員会も、新しい施設は作らないという方向で検討させていただいていると答弁しています。

- 飛田委員 わかりました。ありがとうございました。あともう一点、嵐山町にB&G海洋センターがあるかと思えます。これは稼働していますか。
- 馬場教育長 稼働していません。
- 飛田委員 そうですか。稼働していれば、公共の施設なので利用できるかなと思ったのですが。
- 馬場教育長 あの施設は、機械設備が既に使えませんが、使える見込みが今はありません。
- 飛田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 岩崎教育長職務代理者 この「在り方検討委員会」の委員というのは、任期はいつまでですか。
- 馬場教育長 今回の報告書を作成、提出して、委員会の役割は終了となります。
- 澄川局長 今年の12月31日までが任期となります。
- 岩崎教育長職務代理者 5年後に町の方針が（宮前小学校に）プールを作るとなるなら、それはそれで良いと思うのですが、もし民間施設の受け入れが5年間続かなかつた場合、今回のように喫緊の問題として検討しなければならなくなった時に、また改めて委員会を立ち上げて検討するというのは…。ただ、今回の委員さんをこのまま継続していくというのは、大変なことなのだろうとは思いますが、今回の検討委員会の経緯や流れを受けて、民間業者へ水泳指導の委託を検討することになり、このようにスタートしたけれど、ここまでの様々な意見、検討の内容をしっかりと引き継ぎ、その後の経緯や周りの状況を踏まえ、また委員会を立ち上げるのであれば検討していただければと思います。
- 野口指導主事 はい、ありがとうございます。この報告書にもありますとおり、今回の「在り方検討委員会」は12月末をもって解散となりますが、効果の検証のための委員会というの、立ち上げていかなければならないと考えております。今回は、宮前小学校のプール施設の問題からスタートしていますが、いつ他の学校が同じ状況になるかわかりません。その時に対応できるようにということも含め、「在り方検討委員会」からの要望にもあるとおり、効果検証を委員会で行っていきたいと考えています。
- 岩崎教育長職務代理者 ぜひ、お願いします。子供たちはもちろんですが、現場の先生方も含めて、一番良い方法を検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
- 馬場教育長 はい、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 今は、大きな変換点にきているかと思えます。公教育というお話をさせていただきましたが、公教育と民間の垣根を超えていかない

と、公教育だけでは（学校教育が）できないという大きな変換点だと考えています。ありがとうございました。それでは、提出された方針について、承認いただける方の挙手をお願いします。

【全員、挙手】

- 馬場教育長　ありがとうございます。全員賛成です。来年度以降、民間委託での水泳指導が始まったときには、教育委員会としても視察や研修をさせていただければと思っています。よろしく願いいたします。
- それでは、議案については、以上となります。

◎ 協議事項

- 馬場教育長　それでは、日程6「協議事項」に入ります。最初に1)「今後の予定」の「①令和4年度 埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会について」ですが、事務局より説明をお願いいたします。

【澄川局長、資料3により説明。委員の出欠と希望する分科会を確認】

- 馬場教育長　はい、説明ありがとうございました。それでは何か質疑等がございますでしょうか。

【「なし」との声あり】

- 馬場教育長　ありがとうございました。当日出席される委員の皆様には、よろしく願いいたします。それでは「①令和4年度 埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会について」を終了とさせていただきます。次に、「②令和4年度 市町村教育長・教育委員研究協議会について」ですが、事務局より説明をお願いいたします。

【澄川局長、資料4により説明。委員の出欠と希望する分科会を確認】

- 馬場教育長　はい、説明ありがとうございました。それでは何か質疑等がございますでしょうか。

【「なし」との声あり】

- 馬場教育長　ありがとうございました。それでは、「②令和4年度 市町村教育長・教育委員研究協議会について」を終了とさせていただきます。
- それでは、日程6「協議事項」については、以上となります。

◎ その他の事項

-
- 馬場教育長　それでは、日程7「その他の事項」を行います。最初に1)「滑川町立小中学校水泳指導の在り方に関する報告書について」ですが、これは議案第18号を審議した際に説明させていただきましたので、終了とさせていただきます。続きまして、2)「令和4年度埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会事例発表について」ですが、これは会議の冒頭に行いましたので、次に進みたいと思います。3)「滑川町一般会計補正予算第1号について」を

事務局より説明をお願いします。

【澄川局長、資料7により説明】

○馬場教育長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。何か御質問等がございますか。

【「なし」との声あり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、3)「滑川町一般会計補正予算第1号について」は以上となります。次に4)「小中学校の近況報告」について、事務局より説明をお願いします。

【野口指導主事、寺田指導主事、資料8により説明】

○馬場教育長 ありがとうございます。何か御質問、御意見等がございますか。

【「なし」の声あり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、4)「小・中学校近況報告」は、以上となります。それでは、日程7その他の事項については、以上となります。

◎ 次回開催日

○馬場教育長 それでは、次回開催日を議題といたします。今回は、令和3年度の教育委員会点検・評価報告書についての協議のため、事前に連絡させていただいたとおり、日時は7月21日(木)、場所滑川町役場 参与室で開催することで決定したいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 では、次回の開催日を決定いたします。

◎ 閉会宣言

○馬場教育長 本会議に付された案件は終了しました。ただいまをもちまして閉会したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議なしと認めます。したがって、本定例教育委員会は、閉会することに決定しました。

◎ 閉会のことば

○馬場教育長 皆さまの御協力によりましてスムーズに議事を進行し終了することができました。感謝を申し上げます。

これをもちまして令和4年第6回定例教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。